

「オフサイト検査モニター」の集計結果について

概 要

- ◇ 金融庁では、「金融検査に関する基本指針」の適切な運用を確保し、検査マニュアルの機械的・画一的な運用を防止する等の観点から、検査モニターを実施しています。
- ◇ 検査モニターには、検査局や財務局の各幹部が検査先の金融機関へ赴き、検査の実施状況などについて直接ご意見を伺う「オンサイト検査モニター」と、それを補完するものとして、アンケート方式により意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」とがあります。

いずれの検査モニターも、金融機関から金融検査に対する忌憚のない意見を伺うことのできる有用な機会であると考えています。

今般、平成 22 検査事務年度に実施した検査に関するアンケート方式による「オフサイト検査モニター」の集計結果を取りまとめましたので、公表いたします。

アンケート要領

- ◇ アンケートは、以下の2種類について、「1(妥当)」「2(概ね妥当)」「3(あまり妥当ではない)」及び「4(妥当ではない)」の4肢択一方式で回答していただくものです。
 - <アンケート式①> 検査執行状況等に関する事項
 - <アンケート式②> 検査結果通知に関する事項
- ◇ 対象先、回収率
 - <アンケート式①>
 - 対象先: 299 先 (22 年 7 月以降 23 年 5 月末日までの間に立入検査を終了した先)
 - 回収率: 75.3% (225 先)
 - <アンケート式②>
 - 対象先: 332 先 (22 年 7 月以降 23 年 5 月末日までの間に検査結果を通知した先)
 - 回収率: 78.9% (262 先)

アンケート結果(総括)

アンケート結果(別紙参照)は、項目全体として、「1(妥当)」とする回答率が 67.5% (昨年 63.0%)、「2(概ね妥当)」とする回答率が 25.0%(同 29.6%)となり、「1(妥当)」とする回答率が、昨年に比べ若干ながら上昇しました。

また、「1(妥当)」と「2(概ね妥当)」を合わせた回答率は、92.5%(同 92.6%)と、昨

年とほぼ同様の水準であり、90%を超えています。

したがって、金融検査はほぼ適切に実施されたものと考えています。

アンケート項目ごとの状況

アンケート結果を項目別にみると、全 25 項目のうち 17 項目で、「1(妥当)」と「2(概ね妥当)」を合わせた回答率が 90%を超えています。

一方で、「3(あまり妥当ではない)」と「4(妥当ではない)」を合わせた回答率が3%を超えている項目も認められます。これらについて、付記された意見の内容と併せて、金融庁としての考え方や対応をご紹介します。

◇ 「検査の時期」・・・「3」と「4」を合わせた回答率 10.6%

金融機関から、検査の時期が期末の決算期などの繁忙期と重なり負担感を感じたとの意見がありました。

「3」と「4」を合わせた回答率(10.6%)は、昨年(14.3%)に比べると減少していますが、今後とも、決算期末や株主総会(総代会)の時期に検査を実施する場合には、金融機関の負担にできるだけ配慮するよう、本庁検査官や各財務局に指示してまいります。

◇ 「検査期間」・・・「3」と「4」を合わせた回答率 3.1%

金融機関から、金融機関の規模・特性に比べて、検査期間が長期であるという意見や、部分検査であったものの検査期間は長期であったとの意見がありました。

「3」と「4」を合わせた回答率(3.1%)は、昨年(6.9%)に比べると半分以下に減少していますが、今後とも、検査を実施するに当たっては、事前分析を充実し、検証分野を絞り込んだ上で、ターゲット検査や簡易検査とするなど、金融機関の規模・特性等を踏まえた一層メリハリある金融検査を進めていきたいと考えています。

◇ 「執務時間の考慮」・・・「3」と「4」を合わせた回答率 3.1%

金融機関から、検査官の退出時刻が遅いという意見がありました。

「3」と「4」を合わせた回答率(3.1%)は、昨年(6.2%)に比べると半減していますが、今後とも、金融機関の負担にできるだけ配慮するよう、本庁検査官や各財務局に指示してまいります。

(注) アンケート結果において、未回答率が高い項目が認められています。

例えば、項目番号「25」の「金融検査評定制度」における未回答率は 48.4%となっています。これは、中小企業金融円滑化法が 21 年 12 月に施行されたことを受けて、22 年2月より中小企業金融円滑化法の実施状況等に関する検査を開始したため、アンケートの対象にはなっている一方で、金融円滑化については、「金融検査評定制度」の評定項目としていないため、このような結果になったものと考えています。

自由記載欄における意見について

◇ 自由記載欄における意見については、以下のような意見が寄せられています。

- ・（金融検査評定制度については）双方向の議論の上での評定結果が出る仕組みであり、十分に納得できる制度である。
- ・ 検証結果に対する真の理解を得るため、検査官と経営陣との対話を増加する事項を（金融検査マニュアルに）明文化したことは評価する。
- ・（金融検査マニュアルに）新たに金融円滑化管理態勢が追加され、同態勢に係る内容が具体的に示されているが、他の態勢同様、金融機関の規模・特性を踏まえた検査の運用や検査官の目線の統一を徹底していただき、引き続き検査の実効性の向上を図っていただきたい。
- ・ 検査における指摘事項のみを公表するのではなく、優れた管理手法や分析手法を行っている金融機関があれば、その手法を公表することにより、各金融機関が同水準の管理態勢を整備することができるのではないかと考える。

アンケート②結果（検査結果通知書について）

アンケート結果は、項目全体として、「1（理解しやすい）」とする回答率が 83.8%（昨年 79.4%）、「2（概ね理解しやすい）」とする回答率が 14.9%（同 19%）となり、「1（理解しやすい）」とする回答率が、昨年に比べ若干ながら上昇しました。

また、「1（理解しやすい）」、「2（概ね理解しやすい）」を合わせた回答率は、98.7%（同 98.4%）と、昨年とほぼ同様の水準であり、98%を超えています。

したがって、検査結果通知については、適切に行われたものと考えています。

終わりに

検査局では、検査モニターにおいて寄せられた種々のご意見を踏まえ、一層適切な検査の実施に努めてまいります。

各金融機関におかれましては、今後とも検査モニターについてのご理解とご協力をお願いいたします。

（ 以 上 ）

お問い合わせ先
金融庁検査局総務課管理1係
Tel: 03-3506-6000(内線 2535、2515)